



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,415	21,918	248	278
松井田地域	6,054	6,315	45	68
合計	27,469	28,233	293	346

合計 56,341人 世帯数 24,767 (令和3年6月末日現在)

皆さんの声を

お待ちしております

市役所[☒]、[☒]、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていらっしゃることやご意見などをぜひお聞かせください。



お知らせ

国民年金からのお知らせ 国民年金保険料を前納できます

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることで保険料が割引になる前納制度があります。

口座振替で6か月分の保険料を前納すると、現金での前納よりもさらに割引になります。口座振替での前納を希望する人は、8月31日(火)までに金融機関、高崎年金事務所、[☒]国保年金課または[☒]住民福祉課へお申し出ください。申し出の際には、①預貯金通帳②預貯金通帳届出印③基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)を持参ください。

また、現金での前納を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている下期の納付書(令和3年10月分～令和4年3月分)を使用して、11月1日(月)までに納めてください。なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。詳しくは、高崎年金事務所にお問合せ

してください。
コンビニなども

国民年金保険料を納められます

国民年金保険料はコンビニエンスストア(一部を除く)でも納めることができます。営業時間内であれば、土・日・祝日や夜間でも保険料を納めることができますので、ぜひご利用ください。

また、クレジットカードによる納付も可能です。希望する人は、高崎年金事務所、[☒]国保年金課または[☒]住民福祉課でお申し込みください。

さらに、インターネットなどを利用して納付する方法もあります。詳しくは、高崎年金事務所にお問合せください。

問合せ▼

高崎年金事務所国民年金課

(☎027-3221-4299)

[☒]国保年金課医療年金係

(☎内線1116)

[☒]住民福祉課税務保険係

(☎内線2160)

現況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月2日～8月31日の間、特別児童扶養手当を受給中の人は8月12日～9月13日の間に届出が必要と定められてい

ます。

市では次の期間で受け付けますので、忘れずに提出してください。この届出がないと、手当の支給が差し止められ、さらに2年間未届けのままだと、受給資格が喪失となりますのでご注意ください。なお、該当者には届出用紙を送付します。

※所得制限により支給停止中の場合でも届出が必要です
 ※特別児童扶養手当は、前年度から引き続き所得制限により支給停止となることが明らかな場合は、ご相談ください

特別窓口の受付期間▼

①児童扶養手当

8月10日(火)～17日(火)

②特別児童扶養手当

8月12日(木)～17日(火)

(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

※11日(水)は、[☒]のみ午後7時まで

※期間中は、専用会場で受付を行っています

特別窓口に来庁できない場合は定められた期間内に窓口へお越しください。

問合せ▼

[☒]子ども課子ども育成係

(☎内線1161)

[☒]住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)